

令和5年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																
13	16	<p>第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>1 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理</td> <td>高速自動車国道の応急対策</td> <td>被災高速自動車国道の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略) 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) 資料 「様式・資料集」 防災関係機関等一覧（資料8-1）</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	中日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理	高速自動車国道の応急対策	被災高速自動車国道の災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理</td> <td>高速道路の応急対策</td> <td>被災高速道路の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 (略) 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) 様式・資料集 第2 資料 8 防災関係機関 防災関係機関等一覧</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	中日本高速道路株式会社	1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理	高速道路の応急対策	被災高速道路の災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
中日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理	高速自動車国道の応急対策	被災高速自動車国道の災害復旧																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
中日本高速道路株式会社	1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理	高速道路の応急対策	被災高速道路の災害復旧																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
18	19	<p>第3節 地域防災組織 2 市における防災組織 (略) 資料 「様式・資料集」 春日井市防災会議条例（資料7-1） 春日井市防災会議運営要綱 （資料7-2） 春日井市災害対策本部条例 （資料7-3）</p>	<p>第3節 地域防災組織 2 市における防災組織 (略) 様式・資料集 第2 資料 7 市条例等 春日井市防災会議条例 春日井市防災会議運営要綱 春日井市災害対策本部条例</p>	<p>表記の整理</p>																																
36	5	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第2節 防災活動体制の整備 5 広域応援・受援体制の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第2節 防災活動体制の整備 5 広域応援・受援体制の整備</p>																																	



頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>資料 「様式・資料集」 救助用資機材等（資料3-1-1）</p> <p>3 危険物施設の予防対策  (1) (略)  (2) 化学薬品等  消防本部は、学校、病院、研究所等の査察を通じ、化学薬品等の適正な保管を指導する。  (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質  ア (略)  イ 消防本部は、法令上必要な届出によって高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を使用する施設の実態の把握に努める。</p>	<p>様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄 救助用資機材等</p> <p>3 危険物施設等の予防対策  (1) (略)  (削除)</p> <p>(2) 高圧ガス及び毒物劇物等  ア (略)  イ 消防本部は、消防法第9条の3に基づき、消防活動阻害物質として定められた高圧ガス、毒物劇物等を使用する施設の実態の把握に努める。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
46	27	<p>第6節 応急医療体制の整備  3 医療品等の確保  (略)  資料 「様式・資料集」  医療施設等（資料2-4）</p>	<p>第6節 応急医療体制の整備  3 医療品等の確保  (略)  様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等  医療施設等</p>	<p>表記の整理</p>
47	26	<p>第7節 緊急輸送体制の整備  2 航空輸送  (略)  資料 「様式・資料集」  ヘリポート可能箇所（資料4-3）</p>	<p>第7節 緊急輸送体制の整備  2 航空輸送  (略)  様式・資料集 第2 資料 4 防災上必要な施設・設備等  ヘリポート可能箇所</p>	<p>表記の整理</p>
50	26	<p>第2章 市民の防災行動力の向上  第1節 防災意識の高揚  1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及  (4) 家庭内備蓄等の推進  災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想された場合、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかけ</p>	<p>第2章 市民の防災行動力の向上  第1節 防災意識の高揚  1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及  (4) 家庭内備蓄等の推進  災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかけ</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>る。</p> <p>また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承          県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承          県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加</p>
55	16	<p>第3節 自主防災組織の推進</p> <p>3 活動に対する市の支援</p> <p>(1) 技術指導の実施          市は、自主防災組織のリーダー研修を<u>実施し</u>、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」  <u>自主防災組織に対する防災用資器材の貸与(資料3-1-(9))</u></p>	<p>第3節 自主防災組織の推進</p> <p>3 活動に対する市の支援</p> <p>(1) 技術指導の実施          市は、自主防災組織のリーダー研修の<u>実施や安否確認訓練を通じ</u>、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄</u>  <u>自主防災組織に対する防災用資器材の貸与</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
58	29	<p>第5節 要配慮者の安全対策</p> <p>2 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努める<u>ものとする</u>。</p>	<p>第5節 要配慮者の安全対策</p> <p>2 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるほか、障がい児の場合、<u>支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における要援護者等の受入に関する協定書 (資料5-68)</p>	<p><u>の情報により把握する方法もあることに留意する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 (略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>また、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p>様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における要援護者等の受入に関する協定書</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
67	11	<p>第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 (1) 面的な整備事業の推進 都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、<u>密集住宅市街地整備促進事業</u>等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 宅地等の安全対策 (1) (略) (2) 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 県は、急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域を指定し、市</p>	<p>第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 1 市街地の整備 (1) 面的な整備事業の推進 都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 宅地等の安全対策 (1) (略) (2) 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 県は、急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域を指定し、市</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>は、これら区域の警戒避難体制を整備し、県と協力して、所有者等に宅地等の保全を指導するとともに、標識等を設置するほか定期的に防災パトロール等を実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 土砂災害の防止 (略)</p> <p><u>資料 「様式・資料集」</u></p> <p>土砂災害警戒区域（土石流） <u>(資料1-2)</u></p> <p>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） <u>(資料1-3)</u></p> <p>山地災害危険地区<u>(資料1-4)</u></p> <p>土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設 (土砂災害警戒区域内施設) <u>(資料1-11)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 文化財の保護 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 防火・消防施設等の整備 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。</p>	<p>は、これら区域の警戒避難体制を整備し、県と協力して、所有者等に宅地等の保全を指導するとともに、標識等を設置するほか定期的に防災パトロール等を実施する。</p> <p><u>※現時点で愛知県知事が指定する災害危険区域はなし</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 土砂災害の防止 (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第2 資料 1 防災上注意すべき箇所</u></p> <p>土砂災害警戒区域（土石流）</p> <p>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</p> <p>山地災害危険地区</p> <p>土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設 (土砂災害警戒区域内施設)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 文化財の保護 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 防火・消防施設等の整備 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
78	19	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>2 ライフライン施設</p> <p>(2) 上水道</p> <p>ア 施設の耐震化 断水を最小限にとどめるため、老朽排水管の布設替、老朽施設の改善等を推進し、施設の耐震性の強化を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 通信施設</p>	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>2 ライフライン施設</p> <p>(2) 上水道</p> <p>ア 施設の耐震化 断水を最小限にとどめるため、老朽排水管の布設替、老朽施設の改善等を推進し、施設の耐震性の強化を図る。</p> <p><u>また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 通信手段</p>	<p>対策の追加</p>



頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(8) 自然エネルギーの利用 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における相互連携に関する協定 (資料5-27)</p>	<p><u>可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討</u> f <u>緊急連絡手段確保対策</u> <u>コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備</u> g <u>緊急輸送対策</u> <u>関係機関との連携による輸送手段の確保の検討</u></p> <p>(8) 自然エネルギーの利用 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における相互連携に関する協定</p>	表記の整理
90	4	<p>第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (略) 資料 「様式・資料集」 指定避難所等(資料2-6)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (1) (略) (2) 防災中枢機能の充実 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (3)~(4) (略) (5) 救助施設・設備 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材等について、有事の際にその機能等が有</p>	<p>第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (略) 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 指定避難所等</p> <p>5 (略)</p> <p>6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (1) (略) (2) 防災中枢機能の充実 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u> (3)~(4) (略) (5) 救助施設・設備 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材等について、有事の際にその機能等が有</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>誤字の修正</p>



頁	行	修正前	修正後	備考																																																												
		効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。	効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。																																																													
98	26	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 警戒本部 (2) 組織 ア (略)</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="4">(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>情報管理部広報伝達班</td><td>広報広聴課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>通信指令室</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 (略)</p> <p style="text-align: center;">設置及び廃止通知先</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">愛知県</td><td>尾張県民事務所 防災安全課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>防災安全局 災害対策課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>春日井警察署</td><td>警備課</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(追加)</p> <p>4～5 (略) 6 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア～ウ (略)</p> <p style="text-align: center;">本部配備態勢</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	情報管理部広報伝達班	広報広聴課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			通信指令室	(略)	愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)	防災安全局 災害対策課	(略)	春日井警察署	警備課	(略)	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 警戒本部 (2) 組織 ア (略)</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="4">(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>情報管理部報道班</td><td>広報広聴課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>通信指令課</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 (略)</p> <p style="text-align: center;">設置及び廃止通知先</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">愛知県</td><td>尾張県民事務所 防災安全課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>防災安全局 災害対策課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>春日井警察署</td><td>警備課</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>※県への通知は県防災情報システムにより行い、システムの不調時は 電話又はFAXで通知する。</p> <p>4～5 (略) 6 配備態勢等 (1) 配備態勢 ア～ウ (略)</p> <p style="text-align: center;">本部配備態勢</p> <table border="1"> <tr><th>種別</th><th>配備基準</th><th>設置組織</th><th>配備要員</th><th>主な活動内容</th></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	情報管理部報道班	広報広聴課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			通信指令課	(略)	愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)	防災安全局 災害対策課	(略)	春日井警察署	警備課	(略)	種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容	<p>防災体制の見直しに伴う修正 組織改正に伴う修正</p> <p>県防災情報システムへの入力により報告していることに伴う修正</p>
(略)	(略)	(略)		(略)																																																												
	情報管理部広報伝達班	広報広聴課		(略)																																																												
	(略)	(略)		(略)																																																												
	(略)	(略)	(略)																																																													
		通信指令室	(略)																																																													
愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)																																																														
	防災安全局 災害対策課	(略)																																																														
春日井警察署	警備課	(略)																																																														
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																													
	情報管理部報道班	広報広聴課	(略)																																																													
	(略)	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)	(略)																																																													
		通信指令課	(略)																																																													
愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)																																																														
	防災安全局 災害対策課	(略)																																																														
春日井警察署	警備課	(略)																																																														
種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容																																																												

頁	行	修正前					修正後					備考
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		第1次 非常配 備態勢	(略)	(略)	対策本部員の概ね 半数 1 部長及び総括担 当者全員  2 担当者の半数  3 市民安全課及び 情報システム課は 全員  (追加)	(略)	第1次 非常配 備態勢	(略)	(略)	対策本部員の概ね 半数 1 部長、次長、参 事及び総括担当 者全員 2 担当者(補佐 職・主査職)の半 数 3 市民安全課、情 報システム課、デ ジタル推進課及び 河川排水課は全員 4 技術部の土木・ 建築技師は全員	(略)	表記の整理
		第2次 非常配 備態勢	(略)	対策本部	1 対策本部員全員 2 市外居住者で各 本部及び施設配備 態勢に属さない職 員	(略)	第2次 非常配 備態勢	(略)	対策本部	対策本部員全員 1 部長、次長、参 事及び総括担当者 全員 2 担当者(補佐 職・主査職)の全 員 3 本部班、情報管 理部収集整理班、 技術部公共土木班 のうち河川排水 課、技術部給水班 及び物資供給部は 全員(技術部は、 建築技師及び土木 技師を含む。)	(略)	表記の整理
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	
		(4) 連絡体制 ア 勤務時間内における配備命令の連絡体制					(4) 連絡体制 ア 勤務時間内における配備命令の連絡体制					

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>イ 勤務時間外における配備命令の連絡体制</p>	<p>イ 勤務時間外における配備命令の連絡体制</p>	組織改正に伴う修正
107	21	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ  2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）  （略）  資料 「関連」第4編第10章 災害救助法の適用  「様式・資料集」  災害救助法の適用基準（資料6-2）</p>	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ  2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）  （略）  （削除）</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																		
		<p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）  (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">市町名</th> <th rowspan="4">担当部課名</th> <th rowspan="4">住 所</th> <th rowspan="4">連絡先</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <th>F A X</th> </tr> <tr> <th>防災行政</th> </tr> <tr> <th>無線電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山市</td> <td>市民部 <u>(防災監)</u> 防災交通課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>市民生活部 防災危機管理課</td> <td>小牧市堀の内 3丁目1番地</td> <td>0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>扶桑町</td> <td><u>総務部</u> <u>災害対策室</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア、イ (略)  資料 「様式・資料集」  災害時における相互応援に関する協定</p>	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話	F A X	防災行政	無線電話	犬山市	市民部 <u>(防災監)</u> 防災交通課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	扶桑町	<u>総務部</u> <u>災害対策室</u>	(略)	(略)	(略)	<p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）  (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">市町名</th> <th rowspan="4">担当部課名</th> <th rowspan="4">住 所</th> <th rowspan="4">連絡先</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <th>F A X</th> </tr> <tr> <th>防災行政</th> </tr> <tr> <th>無線電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山市</td> <td>市民部 防災交通課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>市民生活部 防災危機管理課</td> <td>小牧市堀の内 3丁目1番地</td> <td>0568-76-1171 0568-41-3799 719-1500</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>扶桑町</td> <td><u>生活安全部</u> <u>防災安全課</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア、イ (略)  様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況  災害時における相互応援に関する協定</p>	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話	F A X	防災行政	無線電話	犬山市	市民部 防災交通課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-1500	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	扶桑町	<u>生活安全部</u> <u>防災安全課</u>	(略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>防災行政無線  電話番号変更  による修正</p> <p>名称変更による  修正</p> <p>表記の整理</p>
市町名	担当部課名	住 所					連絡先	電 話																																																														
								F A X																																																														
								防災行政																																																														
			無線電話																																																																			
犬山市	市民部 <u>(防災監)</u> 防災交通課	(略)	(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228	(略)																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
扶桑町	<u>総務部</u> <u>災害対策室</u>	(略)	(略)	(略)																																																																		
市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話																																																																		
				F A X																																																																		
				防災行政																																																																		
				無線電話																																																																		
犬山市	市民部 防災交通課	(略)	(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-1500	(略)																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
扶桑町	<u>生活安全部</u> <u>防災安全課</u>	(略)	(略)	(略)																																																																		

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																	
		(資料5-1)																																																																			
		(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">市町名</th> <th rowspan="4">担当部課名</th> <th rowspan="4">住 所</th> <th rowspan="4">連絡先</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <th>F A X</th> </tr> <tr> <th>防災行政</th> </tr> <tr> <th>無線電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>市民生活部 防災危機管理課</td> <td>小牧市堀の内 3丁目1番地</td> <td>0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東郷町</td> <td>総務部 安全安心課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話	F A X	防災行政	無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)	小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228		(略)	(略)	(略)	(略)		東郷町	総務部 安全安心課	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">市町名</th> <th rowspan="4">担当部課名</th> <th rowspan="4">住 所</th> <th rowspan="4">連絡先</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <th>F A X</th> </tr> <tr> <th>防災行政</th> </tr> <tr> <th>無線電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>市民生活部 防災危機管理課</td> <td>小牧市堀の内 3丁目1番地</td> <td>0568-76-1171 0568-41-3799 719-1500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東郷町</td> <td>総務部 地域安全課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話	F A X	防災行政	無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)		小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-1500		(略)	(略)	(略)	(略)		東郷町	総務部 地域安全課	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		<p>防災行政無線 電話番号変更 による修正</p> <p>名称変更による 修正</p> <p>表記の整理</p>
市町名	担当部課名	住 所					連絡先	電 話																																																													
								F A X																																																													
								防災行政																																																													
			無線電話																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
東郷町	総務部 安全安心課	(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話																																																																	
				F A X																																																																	
				防災行政																																																																	
				無線電話																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-1500																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
東郷町	総務部 地域安全課	(略)	(略)																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																		
		資料 「様式・資料集」	様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況																																																																		
		愛知県東尾張地区における災害時相互応援 に関する協定書 (資料5-19)	愛知県東尾張地区における災害時相互応援に 関する協定書																																																																		

頁	行	修正前	修正後	備考																																		
		<p>(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和4年度は、<u>加古川市</u>が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 <u>加古川市</u></p> <table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>住所</td> <td>連絡先</td> <td>電話 FAX</td> </tr> <tr> <td>防 災 部</td> <td>兵庫県加古川市加古川町北在家</td> <td>079-427-9717</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災対策課</td> <td>2000 番地</td> <td>079-427-3623</td> <td></td> </tr> </table> <p>資料 「様式・資料集」 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書(資料5-2)</p>	担当課	住所	連絡先	電話 FAX	防 災 部	兵庫県加古川市加古川町北在家	079-427-9717		防災対策課	2000 番地	079-427-3623		<p>(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和5年度は、<u>四日市市</u>が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 <u>四日市市</u></p> <table border="1"> <tr> <td>担当課</td> <td>住所</td> <td>連絡先</td> <td>電話 FAX</td> </tr> <tr> <td>危機管理統括部</td> <td rowspan="2">三重県四日市市諏訪町1番5号</td> <td>059-354-8119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>059-350-3022</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書</p>	担当課	住所	連絡先	電話 FAX	危機管理統括部	三重県四日市市諏訪町1番5号	059-354-8119		危機管理課	059-350-3022		代表市変更による修正											
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																																			
防 災 部	兵庫県加古川市加古川町北在家	079-427-9717																																				
防災対策課	2000 番地	079-427-3623																																				
担当課	住所	連絡先	電話 FAX																																			
危機管理統括部	三重県四日市市諏訪町1番5号	059-354-8119																																				
危機管理課		059-350-3022																																				
		<p>資料 「様式・資料集」 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書(資料5-2)</p>	<p>様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書</p>	表記の整理																																		
113	22	<p>第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 1 派遣要請の手続き (略) 資料 「様式・資料集」 災害派遣要請依頼書(第31号様式)</p> <p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡窓口</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団司令部</td> <td>第3部防衛班 加入電話(052)791-2191 内線 4235</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10施設大隊</td> <td>第3科 加入電話(0568)81-7183 内線 232</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1輸送航空隊</td> <td>防衛部 加入電話(0568)76-2191 内線 4032</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話(052)791-2191 内線 4235	(略)	(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話(0568)81-7183 内線 232	(略)	航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話(0568)76-2191 内線 4032	(略)	<p>第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 1 派遣要請の手続き (略) 様式・資料集 第1 様式 災害派遣要請依頼書(第31号様式)</p> <p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡窓口</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団司令部</td> <td>第3部防衛班 加入電話(052)791-2191 内線 4237</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10施設大隊</td> <td>第3科 加入電話(0568)81-7183 内線 234</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第1輸送航空隊</td> <td>防衛部 加入電話(0568)76-2191 内線 4038</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話(052)791-2191 内線 4237	(略)	(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話(0568)81-7183 内線 234	(略)	航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話(0568)76-2191 内線 4038	(略)	表記の整理
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話(052)791-2191 内線 4235	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話(0568)81-7183 内線 232	(略)																																				
航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話(0568)76-2191 内線 4032	(略)																																				
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話(052)791-2191 内線 4237	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話(0568)81-7183 内線 234	(略)																																				
航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話(0568)76-2191 内線 4038	(略)																																				
				連絡先の修正																																		

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>2 (略)</p> <p>3 派遣部隊の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」</p> <p style="text-align: center;">へりポート可能箇所(資料4-3)</p> <p>4 撤収要請 (略) 資料 「様式・資料集」</p> <p style="text-align: center;">災害派遣撤収要請依頼書(第32号様式)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 派遣部隊の受入れ (略) 様式・資料集 第2 資料 4 車両の保有状況及びへりポート可能箇所 へりポート可能箇所</p> <p>4 撤収要請 (略) 様式・資料集 第1 様式</p> <p style="text-align: center;">災害派遣撤収要請依頼書(第32号様式)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
120	5	<p>第2章 情報の収集及び伝達 第2節 地震情報等の収集及び伝達 (略) なお、勤務時間外における地震発生初期の情報収集活動は、<u>消防通信指令室</u>が担当する。</p> <p>1 地震情報 (1) 情報伝達系統 (略)</p>	<p>第2章 情報の収集及び伝達 第2節 地震情報等の収集及び伝達 (略) なお、勤務時間外における地震発生初期の情報収集活動は、<u>通信指令課</u>が担当する。</p> <p>1 地震情報 (1) 情報伝達系統 (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 情報の種類及び発表基準等  気象庁及び名古屋地方気象台が発表する地震情報の基準等は、次のとおりである。  ア 緊急地震速報の実施  気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表す</p>	<p>(2) 情報の種類及び発表基準等  気象庁及び名古屋地方気象台が発表する地震情報の基準等は、次のとおりである。  ア 緊急地震速報の実施  気象庁は、震度5弱以上を<u>予想した場合</u>、または長周期地震動階級3以上を<u>予想した場合</u>に、震度4以上を<u>予想した地域</u>、</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>



頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>る。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>イ～オ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 その他の情報</p> <p>(1) その他の気象情報</p> <p>名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令室が把握している観測データ及び一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。</p>	<p>または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。</p> <p>イ～オ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 その他の情報</p> <p>(1) その他の気象情報</p> <p>名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令課が把握している観測データ及び一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。</p>	
126	15	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達</p> <p>4 県への報告</p> <p>(2) 報告の対象となる被害、内容等</p> <p>イ 被害認定基準は、「様式・資料集」被害認定調査（資料6-3）によるものとする。</p> <p>ウ（略）</p> <p>資料 「関連」第4編第1章第1節 1 罹災証明書の交付等 「様式・資料集」 被害認定基準（資料6-3）</p> <p>災害報告（第5、6、9、10、11、13号様式） 被害調査用紙（被災者台帳）（第15号、15号の2様式）</p> <p>5 火災・災害即報要領に基づく報告</p> <p>(1)～(5)（略）</p>	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達</p> <p>4 県への報告</p> <p>(2) 報告の対象となる被害、内容等</p> <p>イ 被害認定基準は、様式・資料集 第2 資料 6 県関係要領等 被害認定調査によるものとする。</p> <p>ウ（略）</p> <p>関連 第4編第1章第1節 1 罹災証明書の交付等 様式・資料集 第1 様式 災害報告（第5、6、9、10、11、14号様式） 被害調査用紙（被災者台帳） （第15号、15号の2様式） 第2 資料 6 県関係要領等 被害認定基準</p> <p>5 火災・災害即報要領に基づく報告</p> <p>(1)～(5)（略）</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
		愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先					愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先					連絡先の修正				
		区分	第1次非常配備態勢	第2次非常配備(準備体制)	第2次非常配備(準備強化体制)	第2次非常配備	第3次非常配備	区分	平常時	第1次非常配備態勢	第2次非常配備(準備体制)		第2次非常配備(準備強化体制)	第2次非常配備	第3次非常配備	
		配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下 2階災害対策室)			配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策室 (三の丸庁舎 地下2階)					
	勤務時間内	NTT	庁舎代表	(略)	(略)	(略)		NTT	庁舎代表	(略)	(略)		(略)			
			防災	内線	2436、2437	(略)	(略)			防災	内線		2432、2436、 2437	(略)	(略)	
				直通	(略)	(略)	(略)				直通		(略)	(略)	(略)	(略)
			消防	内線	(略)					消防	内線		(略)			
				直通	(略)						直通		(略)			
			保安	内線	2433～2435					保安	内線		2433、2435			
		直通		(略)				直通	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
		防災行政無線	防災	無線発信番号-602-1101、 2436、2437		(略)	(略)	防災行政無線	防災	無線発信番号-602-1101、 2432、2436、2437		(略)	(略)			
			消防	(略)		(略)	(略)		消防	(略)		(略)	(略)			
	保安		無線発信番号-602-2433～ 2435		情報班	無線発信番号-602- 1102、2428	無線発信番号-602- 1105、1106		保安	無線発信番号-602-2433、 2435		情報班	無線発信番号-602- 1102、1105、1106、 2428			
						支援班				無線発信番号-602-1107			支援班	無線発信番号-602- 1107、2211、2296		
		県民相談	無線発信番号-602- 2271、2313、2522、 2602							緊急物資チ ーム	無線発信番号-602- 2271、2313					
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1150		無線発信番号-602-1151			防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1150						
	勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所防災安全課 (三の丸庁舎4階)		(略)			(削除)	(削除)		(略)					
		(略)	(略)	(略)												
		(略)	(略)	(略)												
		NTTFAX	052-951-9106													
		防災行政無線	無線発信番号-602-1101、 2436、2437													
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1150														
		NTTFAX	052-951-9106 ※別室設置のため送信時は要連絡					NTTFAX	052-951-9106 ※別室設置のため送信時は要連絡							
		防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、 2436、2437					防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、 2436、2437							
		防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152					防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152							

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																		
		<table border="1"> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p>愛知県災害対策本部への連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平常時</th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備(準備強化体制)</th> <th>第2非常配備(準備強化体制)</th> <th>第2非常配備(警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3">本庁舎2階 防災安全局内</td> <td colspan="3">自治センター6階 災害情報センター</td> </tr> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>NTT</td> <td>052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)</td> <td>052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) (追加) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320~5322  (情報部局・公共機関班) 内線 5314~5316(情報部復旧班) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5339~5340(情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班・財務会計班) 内線 5325~5327 (運用部運用班・石コン本部) (追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>NTT FAX</td> <td>052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6994(1階消防保安課内(救急・救助))</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		平常時	第1非常配備	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(警戒体制)	第3非常配備		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター			勤務時間内	NTT	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)	052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) (追加) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320~5322  (情報部局・公共機関班) 内線 5314~5316(情報部復旧班) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5339~5340(情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班・財務会計班) 内線 5325~5327 (運用部運用班・石コン本部) (追加)					NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6994(1階消防保安課内(救急・救助))	(略)				<table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>E-mail</td> <td>owari@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ファイル交換</td> <td>次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」</td> </tr> </table> <p>※尾張方面本部は、第2非常配備（準備強化体制）でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。</p> <p>※尾張方面本部（尾張県民事務所）と連絡が取れない場合は、県災害対策本部へ連絡する。</p> <p>※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿日直室内に開設される場合がある。</p> <p>愛知県災害対策本部への連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平常時</th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備(準備強化体制)</th> <th>第2非常配備(準備強化体制)</th> <th>第2非常配備(警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3">本庁舎2階 防災安全局内</td> <td colspan="3">自治センター6階 災害情報センター</td> </tr> <tr> <td>勤務時間内</td> <td>NTT</td> <td>(削除) (削除) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)</td> <td>052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) (削除) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320~5322  (情報部局・公共機関班) (削除) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5339、5340(情報部調査班) 内線 5323、5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>NTT FAX</td> <td>052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp		ファイル交換	次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」		平常時	第1非常配備	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(警戒体制)	第3非常配備		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター			勤務時間内	NTT	(削除) (削除) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)	052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) (削除) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320~5322  (情報部局・公共機関班) (削除) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5339、5340(情報部調査班) 内線 5323、5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班)					NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))	(略)				連絡先の修正
(追加)	(追加)																																																																					
(追加)	(追加)																																																																					
	平常時	第1非常配備	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(警戒体制)	第3非常配備																																																																
	本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター																																																																		
勤務時間内	NTT	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)	052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) (追加) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320~5322  (情報部局・公共機関班) 内線 5314~5316(情報部復旧班) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5339~5340(情報部調査班) 内線 5323~5324 (運用部庶務班・財務会計班) 内線 5325~5327 (運用部運用班・石コン本部) (追加)																																																																			
	NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6994(1階消防保安課内(救急・救助))	(略)																																																																			
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp																																																																				
	ファイル交換	次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」																																																																				
	平常時	第1非常配備	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(警戒体制)	第3非常配備																																																																
	本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター																																																																		
勤務時間内	NTT	(削除) (削除) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)	052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) (削除) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320~5322  (情報部局・公共機関班) (削除) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5339、5340(情報部調査班) 内線 5323、5324 (運用部庶務班) 内線 5325~5327 (運用部運用班)																																																																			
	NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))	(略)																																																																			





頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>めることができる。また、知事は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(7)、(8) (略) 2～7 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における一時避難施設としての施設利用に関する協定 (資料5-28)</p>	<p>めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u>また、知事は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(7)、(8) (略) 2～7 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における一時避難施設としての施設利用に関する協定</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
151	27	<p>第2節 給水 5 広域応援の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書 (資料5-46) 水道事故等による相互応援協定 (資料5-47) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 (資料5-48) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5-49) 緊急連絡管の使用に関する変更協定書 (資料5-50) 緊急連絡管の使用に関する協定 (資料5-51) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5-70、71、73～76) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5-82、83、89、90、92)</p>	<p>第2節 給水 5 広域応援の受入れ (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 水道災害相互応援に関する覚書 水道事故等による相互応援協定 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 災害時における飲料水の供給に関する協定 緊急連絡管の使用に関する変更協定書 緊急連絡管の使用に関する協定 災害時における物資調達に関する協定 災害時における支援協力に関する協定</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																				
152	15	<p>第3節 食糧</p> <p>1 食糧の供給</p> <p>(2) 調達及び搬送</p> <p>ア 備蓄食糧</p> <p>指定避難所及び福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 炊出しの方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 各調理場（前並・稲口・<u>白山</u>・<u>東部</u>）においては、施設の状態に応じ、炊出しを行う。</p> <p>オ、カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="286 959 1070 1195"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社バローホールディングス (追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」  <u>食品及び備蓄物資（資料3-2）</u>  <u>災害時における物資調達に関する協定</u>  <u>（資料5-70～76）</u>  <u>災害時における支援協力に関する協定</u></p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社バローホールディングス (追加)		(追加)	(追加)	(略)	(略)	<p>第3節 食糧</p> <p>1 食糧の供給</p> <p>(2) 調達及び搬送</p> <p>ア 備蓄食糧</p> <p>指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 炊出しの方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 各調理場（前並・稲口・<u>東部第1</u>・<u>東部第2</u>）においては、施設の状態に応じ、炊出しを行う。</p> <p>オ、カ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食糧の調達に関する協定</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1144 959 1928 1195"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社バローホールディングス 株式会社カインズ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ほっかほっか亭総本部</td> <td>弁当</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式・資料集 <u>第1 様式 物品受払簿（第17号様式）</u>  <u>第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄</u>  <u>食品及び備蓄物資</u>  <u>第2 資料 5 協定等の締結状況</u>  <u>災害時における物資調達に関する協定</u></p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社バローホールディングス 株式会社カインズ		株式会社ほっかほっか亭総本部	弁当	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>協定の締結による追加</p> <p>表記の整理</p>
協定先	協定の内容																							
(略)	(略)																							
株式会社バローホールディングス (追加)																								
(追加)	(追加)																							
(略)	(略)																							
協定先	協定の内容																							
(略)	(略)																							
株式会社バローホールディングス 株式会社カインズ																								
株式会社ほっかほっか亭総本部	弁当																							
(略)	(略)																							

頁	行	修正前	修正後	備考																
		(資料5-82、83、85、89、90、92) 災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱要領(資料6-5) 物品受払簿(第17号様式)	災害時における支援協力に関する協定 第2 資料 6 県関係要領等 災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱要領																	
158	1	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定(略) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部薬品株式会社 (追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資(資料3-2) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-70~76、79) 災害時における支援協力に関する協定(資料5-82~86、90、92) 物品受払簿(第17号様式)	協定先	協定の内容	(略)	(略)	中部薬品株式会社 (追加)		(略)	(略)	第4節 生活必需品 5 物資の調達に関する協定(略) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部薬品株式会社 株式会社カインズ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 様式・資料集 第1 様式 物品受払簿(第17号様式) 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄 食品及び備蓄物資 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における物資調達に関する協定 災害時における支援協力に関する協定	協定先	協定の内容	(略)	(略)	中部薬品株式会社 株式会社カインズ		(略)	(略)	協定の締結による追加 表記の整理
協定先	協定の内容																			
(略)	(略)																			
中部薬品株式会社 (追加)																				
(略)	(略)																			
協定先	協定の内容																			
(略)	(略)																			
中部薬品株式会社 株式会社カインズ																				
(略)	(略)																			
161	26	第5節 医療 6 健康支援と心のケア(略) 資料 「様式・資料集」 医療施設等(資料2-4) 災害医療救護に関する協定(資料5-60) 災害歯科医療救護に関する協定(資料5-61) 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定(資料5-62) 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会	第5節 医療 6 健康支援と心のケア(略) 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 医療施設等 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害医療救護に関する協定 災害歯科医療救護に関する協定 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災	表記の整理																



頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考															
		との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書 <u>(資料5-63)</u> <u>(追加)</u>	害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書  災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	協定の締結による追加															
166	31	第6節 住宅の確保 5 障害物の除去の実施 (略) 資料 「関連」第4編第10章 災害救助法の適用 「様式・資料集」 <u>災害救助法施行細則(資料6-1)</u>  <u>応急仮設住宅入居者台帳(第23号様式)</u> <u>住宅応急修理記録簿(第24号様式)</u>	第6節 住宅の確保 5 障害物の除去の実施 (略) 関連 第3編第10章 災害救助法の適用 様式・資料集 <u>第1 様式</u> <u>応急仮設住宅入居者台帳(第23号様式)</u> <u>住宅応急修理記録簿(第24号様式)</u> <u>第2 資料 6 県関係要領等</u> <u>災害救助法施行細則</u>	表記の整理															
167	31	第7節 防疫 2 感染症患者等に対する措置 (略) 資料 「様式・資料集」 <u>防疫用資機材(資料3-1-(6))</u>	第7節 防疫 2 感染症患者等に対する措置 (略) 様式・資料集 <u>第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄</u> <u>防疫用資機材</u>	表記の整理															
169	28	第8節 遺体の処理 8 遺体の埋火葬 (略) 資料 「様式・資料集」 <u>遺体台帳(第20号様式)</u> <u>遺体処置・埋葬記録簿(第22号様式)</u>	第8節 遺体の処理 8 遺体の埋火葬 (略) 様式・資料集 <u>第1 様式</u> <u>遺体台帳(第20号様式)</u> <u>遺体処置・埋葬記録簿(第22号様式)</u>	表記の整理															
171	2	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (5) 緊急通行車両の確認 (略) <u>緊急通行車両等確認事務担当部局</u>	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (5) 緊急通行車両の確認 (略) <u>緊急通行車両等確認申出先</u>	災害対策基本法施行令の一部改正等により、令和5年10月1日から															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>防災安全局災害対策課</th> <th>尾張県民事務所防災保安課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県公安委員会</td> <td>警察本部 警察署</td> <td>交通規制課 交通課 交通検問所</td> </tr> </tbody> </table>	県	防災安全局災害対策課	尾張県民事務所防災保安課	県公安委員会	警察本部 警察署	交通規制課 交通課 交通検問所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申出先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市の保有する車両</td> <td>愛知県(尾張県民事務所)</td> <td>被災状況等により、尾張県民事務所に申出できないときは、例外と</td> </tr> <tr> <td>○市との各種協</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	申出先	備考	○市の保有する車両	愛知県(尾張県民事務所)	被災状況等により、尾張県民事務所に申出できないときは、例外と	○市との各種協			
県	防災安全局災害対策課	尾張県民事務所防災保安課																	
県公安委員会	警察本部 警察署	交通規制課 交通課 交通検問所																	
区分	申出先	備考																	
○市の保有する車両	愛知県(尾張県民事務所)	被災状況等により、尾張県民事務所に申出できないときは、例外と																	
○市との各種協																			

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(6)、(7) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」</p> <p>要配慮者搬送用公用車 (資料4-2)</p> <p>災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定 (資料5-80)</p> <p>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定 (資料5-81)</p> <p>災害時における人員輸送に関する協定 (資料5-29、30)</p> <p>災害時における自動車等の提供に関する協定 (資料5-31、33)</p> <p>(追加)</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (資料6-4)</p> <p>2 燃料の確保 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」</p> <p>災害時における物資調達に関する協定 (資料5-70~75、77、79)</p> <p>3 緊急航空輸送</p> <p>本部事務局は、緊急を要するときは、知事を通じて自衛隊や県警、又は名古屋市消防長を通じて名古屋市消防航空隊等の航空機 (ヘリコプター) の派遣を要請する。</p>	<p>定の締結に係る機関の保有する車両</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>様式・資料集 第2 資料 4 車両の保有状況及びヘリポート可能箇所</p> <p>要配慮者搬送用公用車</p> <p>第2 資料 5 協定等の締結状況</p> <p>災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定</p> <p>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定</p> <p>災害時における人員輸送に関する協定</p> <p>災害時における自動車等の提供に関する協定</p> <p>災害時における物資等の輸送及び物資集配拠点の運営補助等に関する協定</p> <p>第2 資料 6 県関係要領等</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領</p> <p>2 燃料の確保 (略)</p> <p>様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況</p> <p>災害時における物資調達に関する協定</p> <p>3 緊急航空輸送</p> <p>本部事務局は、緊急を要するときは、知事に自衛隊や県警、又は名古屋市消防局長に名古屋市消防航空隊等の航空機 (ヘリコプター) の派遣を要請する。</p>	<p>手続等が変更となることに伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>協定の締結による追加表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
175	20	<p>第5章 要配慮者対策</p> <p>第1節 支援対策</p> <p>4 社会福祉施設等</p>	<p>第5章 要配慮者対策</p> <p>第1節 支援対策</p> <p>4 社会福祉施設等</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		資料 「様式・資料集」 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書 (資料5-69)	様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	表記の整理
176	24	第2節 要配慮者への対応 5 PTSDへの対応 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における要援護者等の受入に関する協定 (資料5-68)	第2節 要配慮者への対応 5 PTSDへの対応 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における要援護者等の受入に関する協定	表記の整理
179	5	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-40、42)	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定	表記の整理
180	5	第2節 ライフライン 1 上水道 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-41)	第2節 ライフライン 1 上水道 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定	表記の整理
185	20	第7章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-40~42)  2 路上放置車両等に関する措置 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務の支援等に関	第7章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定  2 路上放置車両等に関する措置 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務の支援等に関する協	表記の整理   表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		する協定 <u>(資料 5-45)</u>	定	
196	3	<p>第 8 章 廃棄物対策</p> <p>第 1 節 ごみ・し尿対策</p> <p>4 し尿の収集・処理方法 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 <u>(資料 2-5)</u></p> <p>災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書 <u>(資料 5-93)</u></p> <p>ごみ処理相互応援に関する協定 <u>(資料 5-94)</u></p> <p>災害時におけるフロン類の回収に関する協定 <u>(資料 5-95)</u></p> <p>災害時における廃棄物の処理等に関する協定 <u>(資料 5-96~99)</u></p> <p>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 <u>(資料 5-100)</u></p>	<p>第 8 章 廃棄物対策</p> <p>第 1 節 ごみ・し尿対策</p> <p>4 し尿の収集・処理方法 (略)</p> <p>様式・資料集 第 2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 清掃施設・設備</p> <p>第 2 資料 5 協定等の締結状況</p> <p>災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書</p> <p>ごみ処理相互応援に関する協定</p> <p>災害時におけるフロン類の回収に関する協定</p> <p>災害時における廃棄物の処理等に関する協定</p> <p>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互 応援に関する協定</p>	表記の整理
197	13	<p>第 2 節 がれき対策</p> <p>1 流入した土石等の障害物の除去 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 <u>災害時における応急対策業務に関する協定</u> <u>(資料 5-40、42)</u></p> <p><u>障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)</u></p>	<p>第 2 節 がれき対策</p> <p>1 流入した土石等の障害物の除去 (略)</p> <p>様式・資料集 第 1 様式 <u>障害物除去状況記録簿 (第 25 号様式)</u></p> <p>第 2 資料 5 協定等の締結状況</p> <p><u>災害時における応急対策業務に関する協定</u></p>	表記の整理
200	20	<p>第 9 章 教育対策</p> <p>第 1 節 学校教育の早期再開</p> <p>5 学校給食</p> <p>(1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場 (前並・稲口・<u>白山</u>・<u>東部</u>) の復旧に努める。 (略)</p>	<p>第 9 章 教育対策</p> <p>第 1 節 学校教育の早期再開</p> <p>5 学校給食</p> <p>(1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場 (前並・稲口・<u>東部第 1</u>・<u>東部第 2</u>) の復旧に努める。 (略)</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 学校給食は、各調理場（前並・稲口・<u>白山</u>・<u>東部</u>）の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でない認められる場合は、一時中断する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 教科書・学用品等の給与 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 学用品交付簿（第 26 号様式）</p>	<p>(2) 学校給食は、各調理場（前並・稲口・<u>東部第 1</u>・<u>東部第 2</u>）の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でない認められる場合は、一時中断する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 教科書・学用品等の給与 (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第 1 様式</u> 学用品交付簿（第 26 号様式）</p>	表記の整理
204	13	<p>第 10 章 災害救助法の適用</p> <p>3 救助の程度、方法等 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害救助法施行細則（資料 6－1）</p>	<p>第 10 章 災害救助法の適用</p> <p>3 救助の程度、方法等 (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第 2 資料 6 県関係要領等</u> 災害救助法施行細則</p>	表記の整理
205	26	<p>第 4 編 災害復旧・復興計画</p> <p>第 1 章 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>第 1 節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 春日井市罹災証明書等交付要綱 (資料 7－11)</p>	<p>第 4 編 災害復旧・復興計画</p> <p>第 1 章 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>第 1 節 罹災証明書の交付等</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第 2 資料 7 市条例等</u> 春日井市罹災証明書等交付要綱</p>	表記の整理
207	21	<p>第 2 節 義援金、災害弔慰金等</p> <p>3 災害援護資金 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 春日井市災害見舞金等支給条例 (資料 7－5) 春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例 (資料 7－6) (追加)</p>	<p>第 2 節 義援金、災害弔慰金等</p> <p>3 災害援護資金 (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第 2 資料 7 市条例等</u> 春日井市災害見舞金等支給条例  春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例  春日井市被災者生活再建支援金支給要綱</p>	表記の整理
232	14	<p>資料 5 東海地震に関連する情報発表時における災害対策本部組織体制・事務分掌</p>	<p>資料 5 東海地震に関連する情報発表時における災害対策本部組織体制・事務分掌</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考																																				
		<p>2 情報の収集及び伝達 (3) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達 ア 収集及び伝達系統 (略)</p>	<p>2 情報の収集及び伝達 (3) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達 ア 収集及び伝達系統 (略)</p>	伝達系統の修正																																				
248	26	<p>資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「総務班」 総務課</td> <td>1、2 (略) 3 車両の確保に関すること。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本部長付 部長 (略)</td> <td>1 (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報管理部 (略) 総括担当者 (追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局 (略)	(略)	(略)		「総務班」 総務課	1、2 (略) 3 車両の確保に関すること。 (略)		本部長付 部長 (略)	1 (略) (追加)	(略)	(略)	(略)	情報管理部 (略) 総括担当者 (追加)	(追加)	(追加)	<p>資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「総務班」 総務課</td> <td>1、2 (略) 3 車両の調達・確保に関する こと。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本部長付 (略)</td> <td>1 (略) 2 記者会見に関すること。 (報道班と協働する。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報管理部 (略) 総括担当者 「報道班」</td> <td>「報道班」 広報広聴 課</td> <td>1 報道機関への対応、連絡調 整及び災害広報に関するこ と。 2 記者会見に関すること。 (本部長付と協働する。)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局 (略)	(略)	(略)		「総務班」 総務課	1、2 (略) 3 車両の調達・確保に関する こと。 (略)		本部長付 (略)	1 (略) 2 記者会見に関すること。 (報道班と協働する。)	(略)	(略)	(略)	情報管理部 (略) 総括担当者 「報道班」	「報道班」 広報広聴 課	1 報道機関への対応、連絡調 整及び災害広報に関するこ と。 2 記者会見に関すること。 (本部長付と協働する。)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>防災体制の見直しに伴う修正</p>
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																						
本部事務局 (略)	(略)	(略)																																						
	「総務班」 総務課	1、2 (略) 3 車両の確保に関すること。 (略)																																						
	本部長付 部長 (略)	1 (略) (追加)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
情報管理部 (略) 総括担当者 (追加)	(追加)	(追加)																																						
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																						
本部事務局 (略)	(略)	(略)																																						
	「総務班」 総務課	1、2 (略) 3 車両の調達・確保に関する こと。 (略)																																						
	本部長付 (略)	1 (略) 2 記者会見に関すること。 (報道班と協働する。)																																						
(略)	(略)	(略)																																						
情報管理部 (略) 総括担当者 「報道班」	「報道班」 広報広聴 課	1 報道機関への対応、連絡調 整及び災害広報に関するこ と。 2 記者会見に関すること。 (本部長付と協働する。)																																						

頁	行	修正前		修正後		備考		
		「広報伝達班」 ◎広報広聴課長 ○企画政策課長 議事課長 監査課長 (略)			◎広報広聴課長 「広報伝達班」 (削除) ◎企画政策課長 ○監査課長 議事課長 (略)		3 <u>災害情報の発信に関する</u> こと。(市ホームページ・市公式ライン、緊急情報X(旧ツイッター)、春日井駅デジタルサイネージ) 4 <u>総合相談窓口の設置に関する</u> こと。	表記の整理
	「広報伝達班」 広報広聴課 企画政策課 議事課 監査課		1 <u>避難の指示の広報に関する</u> こと。 2 <u>報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に関する</u> こと。 3 <u>避難情報等の区・町内会・自治会長への電話連絡等に関する</u> こと。 4 <u>開設避難所への定期的な情報伝達に関する</u> こと。 5 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 6 <u>総合相談窓口の設置に関する</u> こと。 7 <u>その他広報に関する</u> こと。(追加)	「広報伝達班」 (削除) 企画政策課 監査課 議事課	1 <u>避難情報の広報に関する</u> こと。 2 <u>災害情報の伝達に関する</u> こと。(音声架電システム、広報車等) (削除) (削除) 3 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 (削除) 4 その他広報に関すること。 5 <u>総合相談窓口の設置に関する</u> こと。(報道班の応援)			
		「収集整理班」 (略)			「収集整理班」 (略)		1～3 (略) 4 本部事務局部、情報管理部 広報伝達班、市民窓口部、災害支援本部との情報の共有に関すること。 5 ホワイトボード等を使用した市民窓口部への情報開示に関すること。 6 市民窓口部等で受け付けた	表記の整理
	「収集整理班」 (略)		1～3 (略) 4 本部事務局部、情報管理部 報道班・広報伝達班、市民窓口部窓口班、災害支援本部との情報の共有に関すること。 5 ホワイトボード等を使用した市民窓口部窓口班への情報開示に関すること。 6 市民窓口部等で受け付けた					

頁	行	修正前			修正後			備考
				災害通報処理票（第14号様式）のデータの作成・管理、情報処理に関すること。 7（略）			災害通報・処理票（第14号様式）のデータの作成・管理、情報処理に関すること。 7（略）	
		市民窓口部 （略） 総括担当者 「窓口班」 （略） ○市民課長 （略）	「窓口班」 （略） 市民課	1（略） 2 電話等による被害通報の受付及び通報の整理、情報管理部への伝達に関すること。  3、4（略） （追加）  5（略） 6 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。	市民窓口部 （略） 総括担当者 「窓口班」 （略） ○戸籍住民課長 （略）	「窓口班」 （略） 戸籍住民課	1（略） 2 電話等による被害通報の受付（災害通報・処理票（第14号様式）の作成）及び整理、情報管理部への伝達に関すること。 3、4（略） 5 葬儀業者への協力要請、調整に関すること。 6（略） 7 災害救助費関係資料の作成及び費用請求に関すること。	組織改正に伴う修正 表記の整理
		技術部 （略）	「公共土木班」 （略）	（追加）  1～21（略） （追加）  22（略）	技術部 （略）	「公共土木班」 （略）	1 道路被害状況の確認に関すること。（給水班と協働する。） 2～22（略） 23 災害復興計画の企画立案に関すること。 24（略）	表記の整理
			「給水班」 （略）	（追加）  1～8（略）			「給水班」 （略）	1 道路被害状況の確認に関すること。（公共土木班と協働する。） 2～9（略）
		消防公安部 （略） 総括担当者 ◎消防総務課長 ○消防救急課長	消防総務課 消防救急課 （略）	（略）	消防公安部 （略） 総括担当者 ◎消防救急課長 ○消防総務課長	消防救急課 消防総務課 （略）	（略）	表記の整理



頁	行	修正前			修正後			備考
		(略) 通信指令室長 (略)	通信指令室 (略)		(略) 通信指令課長 (略)	通信指令課 (略)		組織改正に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		救護福祉部 (略) 総括担当者 「救護班」 (略) ○子ども政策課長 (追加)	(略) 子ども政策課 (追加)  (略)	(略)	救護福祉部 (略) 総括担当者 「救護班」 (略) ○子育て推進課長 子ども家庭支援課長 (略)	(略) 子育て推進課 子ども家庭支援課 (略)	(略)	組織改正に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		物資供給部 部長 ◎産業部長 (追加)  総括担当者 ◎経済振興課長 ○企業活動支援課長 農政課長 (追加)	経済振興課 企業活動支援課 農政課 (追加)	(略)	物資供給部 部長 ◎産業部長 ○文化スポーツ部長  総括担当者 ◎企業活動支援課長 ○経済振興課長 農政課長 スポーツ課長	経済振興課 企業活動支援課 農政課 スポーツ課	(略)	防災体制の見直しに伴う修正
		衛生部 (略)	(略)	1～4 (略) 5 ごみ等の収集・処理業者及び葬儀業者への協力要請、調整に関すること。 6 (略)	衛生部 (略)	(略)	1～4 (略) 5 ごみ等の収集・処理業者への協力要請、調整に関すること。 6 (略)	表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

